学校（保育所等）及びその設置者のご担当の方へのお願い

請求時の留意点について

請求の前に、ご確認ください！
～ 速やかな給付のために ～

提出された書類に不備があると、請求に係る手続きが再度必要となり、学校（保育所等）・設置者の皆様の事務負担が増えるばかりでなく、保護者の方に速やかに給付金をお支払いすることができなくなります。

よくある照会事例

- 災害発生の状況の詳細が分からない。
- 「高額療養状況の届」が添付されていない又は記入内容に不備がある。
- 医療費総額が5,000円（請求点数500点）未満である。
- 「災害報告書」で報告された受傷部位と「医療等の状況」に記載された部位が異なる。
- 子ども医療費助成制度等の利用の有無や、利用した際の自己負担額が分からない。

請求漏れはありませんか？
受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。



【確認ポイント】

災害報告書

□正しい災害発生日が報告されていますか？
　災害発生日が診療開始日より後の日付になっていませんか？
□災害発生の状況について、「何をしていてどうなったか」が報告されていますか？
□受傷部位は「医療等の状況」に証明された部位と同じですか？

医療等の状況

□初診から治ゆまでの医療費総額（点数）が5,000円（500点）以上になっていますか？
□証明日・医療機関所在地及び名称・氏名に記載漏れはありませんか？
□公費負担医療制度（子ども医療費助成制度等）の利用状況について報告漏れはありませんか？
※災害共済給付オンライン請求システムに利用状況をご入力いただいた場合は、「医療等の状況」に記載がなくても構いません。

添付書類

□単位療養額が70,000円（7,000点）以上の場合に「高額療養状況の届」を添付していますか？
※助成制度利用時は省略可
※災害共済給付Webに「高額療養状況の届」の記入方法に関する説明動画を掲載しておりますので、保護者の方へご案内ください（「高額療養状況の届【記入方法掲載】」の裏面に、動画へアクセス可能な二次元コードがありますので、ご活用ください。）。
□「治療用装具明細書」には領収書の写しが添付されていますか？
　また、保護者記入欄に記載漏れはありませんか？



災害共済給付Webに掲載中の「災害共済給付請求事務ガイドブック【学校・保育所等・設置者用】」もご活用ください！



よくあるご質問、請求に必要な様式は災害共済給付Webをご覧ください！
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/
▶▶▶

請求に関するお問い合わせは、担当の地域事務所へご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付事業部
JAPAN SPORT COUNCIL